

石狩市地球温暖化対策推進計画改定業務委託 仕様書

1. 業務委託名称

石狩市地球温暖化対策推進計画改定業務委託

2. 業務の目的

国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正や、地球温暖化対策計画の改定に伴う新たな温室効果ガス削減目標の設定、地方創生につながる再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入促進として、市町村の地球温暖化対策実行計画に再エネ促進区域の設定を求めるなど、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて加速的な取り組みを推進している。

本市は、令和2年12月「2050年ゼロカーボンシティ宣言」、令和4年4月には「第一回脱炭素先行地域」に選定されるなど、2030年更には2050年の脱炭素社会の実現、加えて地域課題の解決を共に達成すべく様々な施策に取り組んでいるところである。

これらの背景を踏まえ、「石狩市地球温暖化対策推進計画」に新たな削減目標設定や温対法に係る促進区域の設定などを加え、脱炭素社会に向けた基本的な方針や講ずべき施策を定めるための、現行計画の改定を行う。

3. 履行場所

石狩市役所 本庁舎

4. 委託期間

契約締結日 から 令和6年3月29日（金）までとする。

5. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打ち合わせは、原則、石狩市役所で行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (9) 受託者は、業務の実施に当たり、全国の最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的な施策を提案すること。

6. 基本条件

- (1) 現行計画の改定のため、計画期間は変更しない。
 - ①温対計画（区域施策編）：10年間（令和3年度 から 令和12年度）
 - ②温対計画（事務事業編）：5年間（令和3年度 から 令和7年度）
- (2) 7「業務内容」に関する事項については、現行の計画をベースにした上で、「第1回脱炭素先行地域計画書」や「石狩市における再エネ地産地活を通じたゼロカーボン戦略策定事業委託業務」及び「公共施設の脱炭素化及びレジリエンスを実現する再エネ設備導入調査事業」の結果等を踏まえて、現況推計や削源目標値、施策の検討を行うこと。

7. 業務内容

(1) 区域施策編

①背景、基本的事項の整理

- ・近年の世界や国、北海道の地球温暖化対策等に関する環境情勢を整理すること。
- ・本市の地域特性等（産業構造や地域課題など）を整理すること。

②温室効果ガス排出量の現況推計

- ・現行の計画に基づき、令和3年度における市域内に係る温室効果ガス排出量を算出すること。
- ・算定方法については、国のマニュアルの範囲内で、正確性の向上を図ると共に、現行の算定ツール（Excel形式）の見直しを行うこと。なお、専門知識を有しない者でも取り扱えるよう、できるだけ平易なものとする。

③温室効果ガス排出量の将来推計

- ・現状趨勢ケース及び対策ケースにおける温室効果ガス排出シナリオを可能な限り複数パターンで算定すること。

④温室効果ガス削減目標設定

- ・計画期間及び2030年、2040年、2050年における削減目標を設定すること。なお、削減目標は国や道の目標値を踏まえ、地域特性に配慮して設定すること。
- ・部門別目標の設定をすること。なお、削減目標は国や道の部門別目標や削減根拠も踏まえ設定すること。

⑤再エネ導入量の現況推計

- ・エネルギー種類別に推計すること。

⑥再エネ導入量の将来推計

- ・エネルギー種類別導入量を算定すること。
- ・エネルギー種類別導入ポテンシャルを算定すること。

※⑩参考資料（4）「石狩市における再エネ地産地活を通じたゼロカーボン戦略策定事業」の結果を明記し、算定に含めること。

※⑤・⑥の業務については、国が提供するシステム「REPOS」を活用すること。

⑦再エネ導入目標の設定

- ・計画期間及び2030年、2040年、2050年における再エネ導入目標及びエネルギー種類別の目標を設定すること。なお、導入目標は国や道の目標値を踏まえ、地域特性に配慮して設定すること。

⑧施策の整理・検討

- ・削減目標や国の地域脱炭素ロードマップなどとも照合しながら、以下の脱炭素施策を検討するとともに、施策実施による削減効果や、環境・社会・経済の統合的な課題解決の観点も踏まえ、重点的に実施すべき施策を整理し検討すること。
 - ・再エネ利用促進に係る施策
 - ・省エネルギーに関する施策
 - ・循環型社会に関する施策
 - ・二酸化炭素吸収源の拡大に関する施策
 - ・パートナーシップによる取り組みや環境教育の推進に関する施策
 - ・その他、本市の地域特性を踏まえ、環境・経済・社会の総合的課題解決（レジリエンス、地方創生等）のための実行可能な施策

⑨温対法に基づく「促進区域」の設定について

- ・市域内で、再エネの導入を含む脱炭素の取組を重点的に進める促進区域の設定が見込めるエリアとして、脱炭素先行地域の一部（公共施設5施設）及び公共施設の脱炭素化及びレジリエンスを実現する再エネ設備導入調査事業において調査を実施した施設（公共施設26施設）を想定している（別紙1）。
- ・上記施設において促進区域を設定する場合の記載構成及び内容を整理すること。

(2) 事務事業編

①温室効果ガス排出量の現況推計

- ・現行の計画に基づき、令和4年度における市役所の事務事業に係る温室効果ガス排出量を算定すること。

②温室効果ガス排出量の将来推計

- ・現状趨勢ケース及び対策ケースにおける温室効果ガス排出シナリオを可能な限り複数パターンで算定すること。

③温室効果ガス削減目標設定

- ・計画期間及び2025年、2030年、2050年における削減目標を設定すること。なお、削減目標は国や道の目標値を踏まえ、地域特性に配慮して設定すること。
- ・エネルギー種別の目標設定をすること。なお、削減目標は国や道の部門別目標や削減根拠も踏まえ設定すること。

④再エネ導入量の現況推計

- ・エネルギー種類別に推計すること。

⑤再エネ導入量の将来推計

- ・エネルギー種類別導入量を算定すること。
- ・エネルギー種類別導入ポテンシャルを算定すること。

※⑩参考資料(5)「公共施設の脱炭素化及びレジリエンスを実現する再エネ設備導入調査事業」の結果を明記し、算定に含めること。

⑥再エネ導入目標の設定

- ・計画期間及び2025年、2030年、2050年における再エネ導入目標及びエネルギー種類別の目標を設定すること。なお、導入目標は国や道の目標値を踏まえ、地域特性に配慮して設定すること。

⑦施策の整理・検討

- ・削減目標や国の地域脱炭素ロードマップなどとも照合しながら、以下の脱炭素施策を検討するとともに、施策実施による削減効果や、環境・社会・経済の統合的な課題解決の観点も踏まえ、重点的に実施すべき施策を整理し検討すること。
 - ・建築物及び設備の省エネルギー化に関する施策
 - ・再エネの有効活用に関する施策
 - ・省エネルギーに関する施策
 - ・その他、市の事務事業及び公共施設による課題解決のための実行可能な施策

(3) 区域施策編及び事務事業編双方に係る事項

①脱炭素先行地域の内容を明記

- ・区域施策編：脱炭素先行地域の事業全体の内容を明記すること。
- ・事務事業編：公共施設群5施設の内容を明記し、推計の算定に含めること。

②施策のKPI指標の検討

- ・各施策の中から指標となるものを抽出し、実績把握方法の整理・検討を行うこと。

③計画素案及び計画案の作成

- ・石狩市環境審議会及びパブリックコメントの実施に向けた計画素案（骨子等を含む）を作成すること。なお、作成時期については、事務局と協議の上決定することとする。
- ・石狩市環境審議会及びパブリックコメントでの意見等を踏まえた計画案を作成すること。

④計画の構成等

- ・幅広い年齢層の多くの世代に対し、読みやすくわかりやすい内容とすること。
- ・読む人の目を引くようなイラストや表・図などを適切に配置し、その説明がわかりやすく付されていること。

- ・削減目標値など、計画に記載する各種数値には明確な根拠を持たせ、その算出方法もわかりやすく明示すること。
- ・データの使用に当たっては、ラベルや数値を読みやすく配置し、出典元を明示すること。

⑤情報収集等

- ・計画改定にあたり、必要に応じて他自治体等から情報収集を行うこと。
 - ・ヒアリング自治体の選定及び調整
 - ・ヒアリング内容の作成
 - ・ヒアリング内容の取りまとめ
- ※ヒアリングの実施については、オンラインもしくは書面により行うこと。

8. 注意事項

- (1) 受託者は、石狩市個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料や情報等は、本市の許可無く他に公表、貸与、使用、複写及び漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) その他詳細及び仕様書にない事項については、別途協議を行うものとする。

9. 成果品

次のものを成果品として提出すること。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 石狩市地球温暖化対策推進計画書（区域施策編） | 15部 |
| (2) 石狩市地球温暖化対策推進計画書（事務事業編） | 15部 |
| (3) (1)、(2)の電子データを保管したDVD-R | 1式 |

10. 参考資料

- (1) 石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編）（令和3年3月）
石狩市HP URL <https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kankyo/68.html>
 - (2) 石狩市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）（＝第3期石狩市役所の事務・事業に関する実行計画（令和3年3月））
石狩市HP URL <https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kankyo/68.html>
 - (3) 第1回脱炭素先行地域計画書
環境省 URL <https://www.env.go.jp/content/000058632.pdf>
 - (4) 石狩市における再エネ地産地活を通じたゼロカーボン戦略策定事業
参加表明書をご提出いただいた場合のみ、PDFデータをお渡しします。
 - (5) 公共施設の脱炭素化及びレジリエンスを実現する再エネ設備導入調査事業
参加表明書をご提出いただいた場合のみ、PDFデータ（令和4年度分）をお渡しします。
- ※当該事業は、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により複数年度事業として実施しているが、単年度毎に申請が必要であるため、令和5年度分については、交付決定された場合のみ、完了後（令和6年1月末予定）にPDFデータでお渡しします。

別紙 1

想定施設

| No | 施設名 | 住所 |
|----|------------------|----------------|
| 1 | 石狩市役所（本庁舎） | 花川北6条1丁目30番地2 |
| 2 | 総合保健福祉センター（りんくる） | 花川北6条1丁目41番地1 |
| 3 | 学校給食センター | 花川北7条1丁目27番地 |
| 4 | 市民図書館 | 花川北7条1丁目26番地 |
| 5 | こども未来館あいぽーと | 花川北7条1丁目22番地 |
| 6 | 花川南小学校 | 花川南6条5丁目1番地 |
| 7 | 南線小学校 | 花川南3条1丁目18番地 |
| 8 | 花川南中学校 | 花川南9条4丁目94番地 |
| 9 | 石狩中学校 | 志美293番地30 |
| 10 | 花川小学校 | 花畔1条1丁目7番地 |
| 11 | 樽川中学校 | 樽川6条3丁目600番地 |
| 12 | 紅南小学校 | 花川北1条6丁目1番地1 |
| 13 | 双葉小学校 | 花川北4条3丁目1番地 |
| 14 | 花川中学校 | 花川北4条1丁目2番地1 |
| 15 | 花川北中学校 | 花川北3条4丁目130番地1 |
| 16 | 緑苑台小学校 | 緑苑台中央3丁目603番地 |
| 17 | 生振小学校 | 生振375番地1 |
| 18 | 石狩八幡小学校 | 八幡4丁目167番地 |
| 19 | 浜益支所 | 浜益区浜益2番地3 |
| 20 | 花川北コミュニティセンター | 花川北3条2丁目198番地1 |
| 21 | 花川南コミュニティセンター | 花川南6条5丁目27番地2 |
| 22 | 浜益コミュニティセンター | 浜益区浜益630-1 |
| 23 | 八幡コミュニティセンター | 八幡2丁目332番地12 |
| 24 | 市民プール | 花川北3条2丁目198番地3 |
| 25 | 高齢者生活福祉センター | 浜益区浜益2番地4 |
| 26 | 花川南老人デイサービスセンター | 花川北6条1丁目41番地1 |
| 27 | B&G海洋センター | 花畔337番地4 |
| 28 | リサイクルプラザ | 新港南1丁目22番地63 |
| 29 | 石狩斎場 | 親船町1番地42 |
| 30 | 厚田総合センター | 厚田区厚田45番地5 |
| 31 | 厚田保健センター | 厚田区厚田45番地5 |